

平成28年 教育委員会第13回秘密会 会議録

日 時 平成28年 7月26日 (火)

午後 5時05分～午後 6時03分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

(1) 平成29年度使用 中等教育学校(後期課程)教科用図書採択

(2) 平成29年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

出席委員 (4名)

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員 (5名)

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
指導課長	杉浦 伸一
指導課 統括指導主事	高橋 美香

欠席委員 (0名)

欠席職員 (0名)

書記 (2名)

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長

それでは、教育委員会を再開します。

ただいまから平成28年教育委員会第13回定例会秘密会を開会します。

◎日程第1 協議

指導課

(1) 平成29年度使用 中等教育学校(後期課程)教科用図書採択

## (2) 平成29年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

中川委員長	日程第1、協議に入ります。
指導課長	平成29年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	それでは、指導課協議事項（1）平成29年度使用九段中等教育学校（後期課程）教科用図書の採択についてご説明を申し上げます。 5月24日の教育委員会でご説明いたしましたスケジュールのとおり、7月6日までに選定理由及び結果報告を事務局にご提出いただいたものでございます。中等教育学校の後期課程につきましては、高等学校ということで、生徒の状況あるいは学力の幅等に差があり、また、カリキュラムの編成につきましても学校の創意工夫がありますので、後期課程の教科書につきましては学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告し、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくという手続となっております。
統括指導主事	なお、本件は、要綱第8条に規定する審議の公正を確保するため、非公開との決定をいただいておりますが、採択後に、会議録を公開する手続きを取りたいと考えております。よろしくをお願いいたします。 本日、見本本の一部について並べております。委員の皆様におかれましては、既に展示会等に足をお運びいただくなどしてごらんいただいたかと思いますが、本日ご協議いただきました後、8月末に採択いただくという運びになります。その間に再度ご確認していただくというような場合には、九段中等教育学校あるいは教育研究所のほうへ、見本本がございますのでそちらでご確認いただければと思います。
統括指導主事	それでは、統括指導主事から詳細を報告させていただきます。 それでは、資料をごらんください。 まず、結構資料がございますので、こういったものが入っているかについてお知らせいたします。 まず、平成29年度使用の中等教育学校後期課程教科用図書選定結果一覧というものをおつけしております。その後、学校からの選定についての資料。それから、資料2としましては、その選定理由書。資料3としましては、この後期用教科用図書の採択にかかわる基本方針。それから、資料4としまして、委員会の設置要綱。それから、資料5としましては、選定委員会の名簿。それから、参考資料として、平成28年度使用の、つまり現在使われている教科用図書の一覧についてお示しをしております。 それでは、まず、資料の3をごらんください。 こちらにございますように、中等教育学校の後期課程につきましては、1の（1）にありますように、学校の選定結果を総合的に判断し、教育委員会が採択するということになっております。そして、1の（3）にございますように、生徒の実情を十分に配慮するということです。 そのために、3の教科書の選定についての（1）にございますように、

「教科書選定委員会」を設置し、委員長は校長とするというふうになっております。先ほど申し上げましたように、選定委員会の名簿は、資料5として20ページに示しております。

また、戻りまして、東京都教育委員会が作成した「高等学校用教科書調査研究資料」というものを活用しまして、これが3の(2)ですけれども、教科書の調査研究を行うこととなっております。

さて、この選定結果でございますけれども、資料1のほうに、紙じゃないと大変、失礼しました、資料の1、ここに示されておりますように、7月7日付、385校で学校から選定理由書とともに選定結果が事務局に提出されました。この選定結果をまとめましたものが、この29年度の教科用図書一覧でございます。

この選定結果をごらんいただきますと、まず、教科、各種目別に選した教科書の名称、発行者、使用学年等が記載されております。そして、備考欄に「替」という文字が入っている種目がございます。これは全部で11種になっておりますが、これにつきましては、2ページの下に説明がありますように、平成28年度、4年生、5年生、6年生が使用しているものから採択替えを行った教科書となっております。ですので、この備考欄が空欄のものは、基本的に昨年度採択したものと同一ものということになります。

これらの選定理由書につきましては、5ページから一覧になってまとめてございます。

なお、平成28年度使用の教科用図書を一番最後、末尾に参考資料としておつけしたというふうに先ほどお話ししたしましたが、実は昨年度は全部で68種、採択をしております。今年度につきましては、全部で35種の採択で、数が随分減っているというふうに比較すると思われるかもしれません。昨年度までは、実はわかりやすさを選定し、例えば4年生で使った教科書を6年生で改めて使う場合にも、この一覧に載せておりました。また、選択科目として、さまざまな講座を開くのですが、講座を開設予定がある場合は、それも使う予定の教科書として載せておりました。しかし、実際のところ、希望者がいないと開かれないという、そして、結果として開設されない教科書というものも多々あったということでございます。そこで、今年度につきましては、来年度受講者がいるだろうという見込みのある講座のみ、また、本来の需要数報告のルールに従って、教科書の必要数を報告するものについてのみこのように一覧に記載するという、それが本来のルールでございますが、そういう本来のルールにより示しているために、数が全体としては少なくなっております。つまり、複数年度活用する場合は、その初年度のみ記載する、また、希望者のいる講座の教科書のみ記載するということです。

ただし、この2ページの、例えば音楽I、また、美術Iにつきましては、今お話し申し上げたルールとちょっと違うというふうにお感じになるかもしれません。実は、この芸術につきましては、選択科目で、4年生のときに音楽、美術、書道を選択するということになっております。この生徒が6年に

なったとき、再びこの芸術の科目を改めて選択するのですが、4年も音楽、6年も音楽の場合はこうしたことは起こりませんが、6年になったとき、4年とは違う選択の講座をとりそうだという生徒がいる、この音楽と美術については、このように使用学年を2つ、4、6、4、6というように示しているということでございます。こういったことから、今回は35種の教科書をこのように一覧ということで選定したということでございます。

中等教育学校の後期課程用教科用図書の選定についての説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員

まず、質問で、資料2の一番右側に「需要数報告」というのがあって、有無が書いてありますが、これは何なんですか。

統括指導主事

これが、先ほどの説明に少しかかわってくるのですが、これは、例えば一番上の「国語総合」、「大修館」と書かれているものが、使用学年は4年です。需要数報告というのは、4年で初めてこれを使いますので、需要数報告、つまり教科書を買う必要があるということでございます。

しかし、2つ下がっていただきまして、「国語総合」の「筑摩」、これは6年となっておりますが、これは需要数報告が「無」となっております。これは、前学年または前々学年でこの講座もあり、この教科書をもう既に購入済みである、つまり需要数報告をする必要がないという意味でございます。

金丸委員

ありがとうございます。

あと、簡単で結構なんですけれども、かえたものというのは、多分これにかえたほうが子どもたちに合っているということだと思うんです。簡単にかえた理由ってわかれば教えていただきたいと思います。

中川委員長

それとともに、ちょっと今見ていますと、英語のところなんですけれども、外国語の英語が随分かわっていますよね。コミュニケーション英語Ⅰが、これは啓林館、こちらのほうの2ページのほうは「啓林館」となっているんですけども、こちらの選定理由が書いたほうには「文英堂」になっているんですけど、これ文英堂になっていて、UNICORN English Communication 1、これの整合性がちょっとわからないんですけども。これは16ページですね。

統括指導主事

まず、かえた理由につきましては、この選定理由書に一つ一つ記載されていて、その当該学年については、これが一番ふさわしいというふうに学校側が判断しているというふうに受けとめ、理解しております。ですので、先ほど言いましたように、「替」があるものにつきまして、例えば国語総合の大修館の4年生につきましては、ここの選定理由の1にあるように、評論について教材が充実しており、生徒の興味を喚起しながら、論理的思考力を育むことができる。また、文学的教材が生徒の発達段階に沿って配置されており、資料が豊富で学びやすい。表現分野は実践的であり、使いやすいという、それがここの理由であるというふうに……

金丸委員 逆に言うと、前のものは、この辺がそうではなかったというふうに読めばいいんですか。

統括指導主事 それと、また、開こうとしている講座の内容、指導者が毎年それぞれ学年で変わってくる、生徒も少しずつ違っている、そういったことであろうと思われま。もちろん国語総合という大きな枠は変わらないのですけれども。それから、コミュニケーション英語Ⅱのところですが……

中川委員長 Iから行くと、コミュニケーションⅠ、啓林館となっておりますが、R i v i s e d E L E M E N T。

統括指導主事 そうですね。これにつきまして、先ほど説明しましたように、需要数の報告があるもののみ記載となっておりますので、ページ数でいきますと、15ページですね。15ページの一番下にコミュニケーション英語Ⅰがございます。ここの4年生が啓林館となっております、ここに右端には、需要数報告、有、つまりこの一覧に載っているものですがけれども、これを採択するという事で、理由が示されております。

続きまして、16ページ、この様式2の16ページは、同じようにコミュニケーション英語Ⅰとなっております、これはⅠなのですが、6年生となっておりますので、6年生で開設の講座をされて、選択科目をされていると思われま。これについてはもう、前の学年で教科書を購入しているので、需要数報告はなしということで、こちらの表の1表には載っておりません。

中川委員長 表の1表というのは。

統括指導主事 ごめんなさい、採択一覧ですね。こちらの採択一覧には載せておりません。

中川委員長 あ、そうなんですか。

統括指導主事 同じような形で、コミュニケーション英語Ⅱにつきましては、5年生で使うものについては啓林館で新しく、また需要数報告が有のもので、これについては、この教科用図書の一覧に載っております。

けれども、先ほど言いましたように、その下の16ページの上から3つ目の文英堂のコミュニケーション英語Ⅱ、これは6年生で開く選択講座ですが、それについてはもう、以前に教科書を購入してあるので、採択のこの一覧には載っておらず、また、需要数報告もなしという形になっております。

中川委員長 ただ、コミュニケーション英語Ⅱというのが、こちらは、これは文英堂ですよね。

統括指導主事 はい、文英堂です。

中川委員長 こちらの様式2のほうでは、コミュニケーション英語Ⅲとなっておりますけど。

統括指導主事 コミュニケーション英語Ⅲ、16ページの4番目に載っております。Ⅲが、3とⅢという違いはございますけれども、この文英堂のものは需要数報告が有ですので、これも一覧の中には6年生採択替えに入っております。

中川委員長 はい、わかりました。

教育長 いいですか。1つ質問と1つ意見を。

質問は、例えば23分の2のところの教科書名のところの一番右に米印がついていますよね。

統括指導主事 教育長 ごめんなさい。23分の2というのは……

29年度教科用図書一覧の2ページ目の教科書名のところの、例えば国語総合の教科書名のところの一番右に米印がついていますよね。これは何の意味ですか。

統括指導主事 教育長 ごめんなさい、今、2ページを開いています。その……どこでしょう。

教科書名の行の一番右に米印がついている、これは何の意味ですか。

統括指導主事 これについては、そもそも最初からこの中にも入っておいりましたので。ただ、この実際の教科書には、大修館ですよね、入っていません。

実は、この様式2というのは、これは都から送付されたリストに記入されてきているものなんですね。実際に国語総合の中でこれということで選択すると、リストからぱっと入ってくるものです。ですから、都が入れてきた教科書のタイトル名が、この米印つきであったというふうに思います。

教育長 選択理由書を見ると、やっぱり米印が教科書名のところについているものと、ついていないものがありますよね。だから、この米印が、何なのかがよくわからなかったのが1つ。それが質問です。

統括指導主事 ですから、今申し上げたように、採択のフォーマットが、都が入れてきたものに入っていたということです。

教育長 それから、私の意見は、去年やった小学校とか中学校の教科採択というのは、たくさんの教科書の中から、選定委員会から上がってきた意見をもとに、教育委員会が選択した。ことしは、基本的には、去年と同じものであれば、それはもう、それを選定した段階で、教育委員会としての一定の判断がなされているわけだからそのままいいと思います。ただ、替える場合には、替えるに当たって学校側が出してきた選定理由が、本当に前の教科書と、今回新しく選定した教科書の違いに、言及しているかどうかを教育委員会で確認する必要がある。それが教育委員会が最終的に責任を持って教科書を選定するということの意味だと思うので、その部分の確認をする時間なりをいただいて、次回のときに決定させていただくのがいいというふうに考えます。

中川委員長 そうですね。それと、この前のときは、区の教育研究所だけじゃなくて、水道橋にある都の教育研究所まで行って、私たち全部に一応目を通したんですよね。

統括指導主事 水道橋の1階の閲覧室ですね。

中川委員長 はい、そうです。だから、そういうようなことをやっぱりしたほうが良いと思っていたんですけども、そういうリストも何も今回はいただかなかったし……

統括指導主事 ですから、これがリストです。毎年、この時期に協議ということでお出しして、採択はまた8月の末に行うという形ですので、今おっしゃっていただいたように、十分にご確認いただければ大変ありがたいと思います。

ですので、リストはきょうご報告ということで、ここにご準備いたしました。

古川委員 ちなみになんですが、これは7月6日に学校から出されている資料なんでしょうか。

統括指導主事 そうです。

古川委員 その段階で、教育委員のほうも見せていただくということはできないんでしょうか。もっと早くから……

統括指導主事 なるほど。そうですね。採択のスケジュールとしては、毎年と変わらなかったのですが、特に早くというふうには認識していませんでしたが、来年からもっと早い段階で、来た資料を整えた段階で送付できるようにしたいと思います。

中川委員長 やっぱり、そういうふうにしていただかないと。ただ、学校のほうがこれでいいからということで賛成してしまうというのは、私たちが無責任になってしまうなというふうに。

統括指導主事 採択は例年どおり8月の末ですので。スケジュールは毎年このスケジュールでやって……

中川委員長 でももう、そのときには、これはおかしいんじゃないかとは言えないわけですよ。

統括指導主事 ですから、それまでに十分ご確認いただければと思います。

中川委員長 学校を選んだものを、これはおかしいんじゃないかと言うつもりはないですけども。ただ、次の教育委員会は休会ですし、ここまでできているということは、その後、採択になっちゃうわけでしょう。

統括指導主事 そうですね。今までそのようなスケジュールでやってきましたけれども、何か特段ということでありましたら、8月の第1回目、そこをやっていただいて、十分協議をいただいて、また、必要な質問等もあればしていただいてというのがいいかと思います。

中川委員長 わかりました。

古川委員 英語の教科書なんですけれども、毎回の選定過程で、毎回変わっているように思います。選定理由は書いてあるということなんですけど、九段中等は、英語の教科の研究が熱心ですし、実情に合った最適なものを選んでいらっしゃるんだろうなと思って今まで来たんですけれども、ことしもほとんど変わるということで、何かほかに、そのことについての情報はありますか。

統括指導主事 むしろ学校が例年のことということで、学校の方から、この報告のときに説明がありました。毎年英語について変わることにいろいろご意見をいただきますがということの前置きだったんですが、やはり同じように、九段中等の研究の中心というか、売りの部分でもあり、非常に細かく教科書について研究をそれぞれしていると。確かに教える先生たちの教えやすさもそうですし、1年やってみて、その状況とかが見えてきたときには、やはりこれを使いたいというような声のもと、校内で検討を十分した結果であるというふうにお伝えしてほしいということでございました。

古川委員  
指導課長

ありがとうございます。

あと、1点考えられることは、恐らく子どもたちは同じ会社の教科書をずっと、例えば担任が持ち上がっていきますので、教科を教える先生も、1年からずっと基本的に持ち上がっていきます。教える先生が、または教えられている子どもたちは、毎年教科書の出版社が変わらないようになっていきます。これは毎年学年の教科書が変わっているように見えますけども、生徒からすればずっと同じ教科書を使っていっている。つまり先生のやりやすさで、また教えやすさ、また価値観で、選んだものをずっと同じ学年、上がっていきますので、そうしていれば、子どもたちにとっては同じ会社の教科書を系統的に学んでいるという言い方ができますよね。

同じ教科の先生方が統一して同じ教科書を選択するのは難しい点もあるかと思えます。採択理由は先生方それぞれが個性のある、特色のある教え方をされますので、そういった理由もあるかなと思えます。

古川委員  
教育長

わかりました。ありがとうございます。

中川委員長がおっしゃったのは、例えば去年の教科書採択であれば、選定委員会からの説明の機会があって、そのほかに、教育委員会の中での意見交換の場があって、さらにそれを踏まえて最終的に教育委員会での議決をしてきた。今回は、きょう提示があって、もう次回決定ということで、疑問があったり、今、古川委員からもご指摘があったけれども、そういうことがあったときに、途中の段階でどういうふうに対応するのかの説明がないということだと思えます。きょう協議、次回ぼんと議決だとすると、選定に当たっての質問とか疑問とかに、どういうふうに対応していくのか。

中川委員長

学校側から、こういうふうにしますと言われたものを、千代田区の教育委員会として、これをそのとおりに認めていいのかどうかというのもあると思うんですけども。

教育長

そこは重要なところで、今回も高校の教科書について、教科書会社が、例えば参考となる参考図書を特定の学校にサービスの提供したりとかということで、採択に当たっての適正さなり、公正さが問われています。ですから、学校側の選定理由が本当に納得いくものかどうか、教育委員の間でも十分吟味する必要があるというふうに思います。

そのために、場合によっては、協議とか検討の機会を設けるとか、あるいは学校のほうから説明を求めるとか、そういう場が必要ということであれば、選定の厳密さを担保する意味で、そういう対応も必要かなというふうに思います。

統括指導主事

例年、今あったように、各学校の調査委員会があって、そして、学校の代表者を集めての選定委員会があって、そしてという、何段階にもある小学校と中学校の採択について、丁寧にやってきていただいているといったところが、4年に一度ずつ、昨年、一昨年とあったわけですが、実は今の高校と、あと、特別支援についても、毎年毎年ということで、同様のスケジュールではやってきていたところではあります。

実際には、7月の段階で、7月の2回目の教育委員会で毎年このようにお出しして、そして8月の採択の前にたくさん、いろいろご意見をいただきながら、実際に委員の方々には研究をしていただいた結果だと思えるんですけども、その中で最終的には8月の末に採択するというのを、今までも続けてきております。

今回は、単独の高校と、また特別支援だけですので、もう少し研究していただけたところで、力を入れていただけたということで、大変ありがたいと受けとめておりますので、必要でしたら、臨時または何かまた別の、ちょっと勉強会みたいな、実際見ていただいたりご質問をいただいたり、ざっくばらんにといったところも、必要に応じてちょっと準備ができたというふうに思います。

金丸委員 私も教科書を見て、教え方、教える先生によって大分違いますからね、厳密な判断なんかできないと正直な話は思っているんです。ただ、せめてこういう形ではなくて、前の教科書を使ったときの、今回新しい生徒たちに対しては、こういう点で問題があって、この新しい教科書だとその点はこういうふうクリアできるんだというようなことがコメントに入っていると、少しわかりやすいかなとは思うんですよね。

中川委員長 そうですね。

統括指導主事 わかりました。それでは、具体的な理由は、先ほど指導課長がお話しされたように、毎年かわっているように見えるのは、例えば1年生のときこれを採択したら、それが持ち上がっていくと、毎年、学年によって、Aというのが次にBになったとき、それが毎年かわっているように見えるといったところが一番大きいところだと思いますが、そういったご質問についてはこちらで受けとめて、学校から聞いて、また、そうした資料についてご提供できたらと思います。

中川委員長 それと、もう一つ、担任した先生が持ち上がっていくという前提で教科書選定をしていますけど、先生が必ずいるとは限らないわけですよね。

統括指導主事 ただ、基本的には、よほどのことがない限り、大きなところでは、その学年団が上がっていくといったところが大きく指導の体制としてはございますので、今までの学年団で、担任団というんですかね、その担当する学年は上がっていくという大きな原則の中で動いております。そうでないと、また、教科書自体がその生徒が変わってしまいますと、扱っているものとかかわってきて、それはやはりちょっと指導に大きくそごが……

中川委員長 だから、先生の問題ではないですよ、それはね。結局その1年でやった、この教科書を使った人が、継続性のある教科書を使うということで、先生というのはやっぱり、都立の学校だから、異動というのが必ずあるわけでしょう。

統括指導主事 はい。

中川委員長 だから、そういうことも考えると、だから、先生の問題ではないというふうには思いますけれども。

統括指導主事 ありていに申し上げまして、生徒のもちろん学ぶ力といったところは、学ぶために、例えば1年生がAの教科書、2年生がBの教科書だと、いろいろ学び方にもそごを来すという話をしましたが、やはり先生によっては、この教科書が使いやすいと、そして、その学年団の先生方も認めていただいと  
いったところは大きくあると思います。

金丸委員 僕はよくわからないですけども、要するに、1つには、この学校の生徒たちの実力からするとこれがいいだろうというのはありそうな気がしているもんだから、教える先生によって、これがよかったり、こっちがよかったりということはそんなにはないんじゃないかというふうに僕自身は思っています。教える先生がこれがいいというと、それなんだということになっちゃうと、まさにその先生の自由に選べるだけの話で。統一性のある教科書選定という必要なないだろうという気がするんですね。

中川委員長 こういう手続をするということは、そうじゃなくて、まず一般的にどうなんだという議論があって初めて成り立つだろうと。そこがわかるようにしていただけると非常に我々もすっきりするなという気がするんですけどね。

統括指導主事 それじゃ、一応私たちもできる限り見せていただいて。

古川委員 はい。ありがとうございます。

古川委員 質問なんですけど、教科書を見るのは、今年替わったものに限定してということではよろしいのでしょうか。

教育長 私の意見は、替わらないものについては、既にその教科書を選定したときに、教育委員会でこの教科書がふさわしいということで選定していますから、それをあえて替える必要はない、そのままがいいと思います。

教育長 ただ、替えるものについては、その替える理由が本当に説得力があってふさわしいものであるかどうかについて、きちんと教育委員会としてチェックする必要があるというふうに思っていて、それは、1つには、実際の教科書を見る必要があるだろうし、場合によっては、今までの教科書との比較の中で、やっぱりここがすぐれているというような補足的な資料を提供いただくというようなやり方もあると思います。先生に来ていただいて意見交換するというやり方もあるけれども、そうした資料で確認するというやり方もあると思います。

中川委員長 そうですね。

教育長 何か意見はありますか。

指導課長 先ほどの問題にも関連してきますけども、私も、中学校でかつて教科書を採択するとき、例えばあるA社というのを使っていたとしますよね。学校が変わったとします。変わったとしても、そのノウハウというのは蓄積がありますし、教材やいろんなものも開発しています。そうすると、異動した学校で、それをやろうと思えば、A社の教科書を使った方がやりやすい。教科書というのは基本的に検定を通過していますので、どれも選んでも基本的な水準をもっていきます。あとは、教員の使い勝手と、それまでの蓄積のものをより効果的に、充実したものを与えたいと考える傾向があります。ただ、時に

は子どもの特性とか、学力などの状況を見たときに、今まで使っていた教科書よりこの子どもたちに合ったものを使ったほうがいいと思ったときや教科書が改訂されて他の教科書に魅力を感じた時には、勇気を持って替えたりもします。ですから、さまざまな状況があると思うんですね。

ただ、子どもたちが、英語の力をつけるためには、ある程度形式を、繰り返すなど含めて、同じ会社のもを6年間通したほうが、力がつくと思います。毎年、例えば先生が変わり、教科書会社が変わりして、指導法や学習パターンが変わってしまうと、子どもたちが混乱してしまうかなと思います。

さまざまな状況や異動もありますが、やはり子どもたちのために力をつけたいと思った教科書を選んでいきますので、そういった部分が多分この選定理由に書かれていれば、それを判断材料にご判断いただくというところが大事なかなというふうに考えております。

統括指導主事　そして、また、この教科書採択の資料については、広く公開されるものです。そうしたときに、比較の中で、A社よりもこちらのほうが良いというような書き方はやはりちょっと難しいのかなと。教科書会社も含め、いろんな方が後々はごらんになるものなので。ですので、最大限選ぶ、一番いい理由はこれなんだ、生徒に合った理由はこれなんだということで書ける範囲の中で表現はしているのかなというふうに思います。

指導課長　いずれにしろやはり委員の方々に、少しじっくり見ていただくということが、大切だと思いますので、委員の方々にご負担のないような状況の中で、ご要望を申しつけていただければ、それに対応していきたいと考えております。

中川委員長　物理的に言わせていただくと、やっぱり時間的な問題とか距離的な問題で、教育研究所へ行ったりとか都立の研究所に行くというのは、結構大変は大変なんです。

統括指導主事　これは研究所に行きます。

中川委員長　でも、それは例年のことだからいいんですけど、今後もしもそういうことでもあれしていただければ。

統括指導主事　教科書展示の期間は終わったので、あそこが常設になっていまして、あそこに運ばないといけないことにはなるので。

ただ、九段中等と、あと、研究所、それから水道橋にある東京都のといったところで、大変申しわけないのですが、ぜひごらんいただければと思います。

中川委員長　わかりました。じゃあ、そういうことにいたします。

よろしいですか。

(なし)

中川委員長　次は特別支援学級ですよね。お願いします。

指導課長　続きまして、協議事項(2)平成29年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、資料に基づいてご説明を申し上げます。

これは、区内に設置されている特別支援学級が来年度使用する教科用図書の選定についてご協議いただくものでございます。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされております。本区におきましては、千代田小学校と麴町中学校の校長が、児童・生徒の個別指導計画に基づき選定しております。

詳細の手順は、資料3、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に係る基本方針の5の教科用図書の選定及び採択に示しております。

なお、特別支援学級における教科用図書の採択は、2、採択の期間に示しておりますとおり、特別支援学級の児童・生徒の発達状況が多様であることから、単年度ごとにその児童・生徒に適した教科書を採択することとなっております。

この件につきましても、5月24日の教育委員会でご説明申し上げましたとおり、調査研究が6月中旬に実施され、結果報告されたものを取りまとめたものでございます。

この後、詳しく統括指導主事から資料をもとにご報告を申し上げますが、それをお聞きいただいた後、ご協議いただければと思います。

よろしくお願いします。

統括指導主事

それでは、資料をごらんください。

まず、特別支援学級用の教科用図書につきまして、資料を入れております。

先ほどと同様、まず、採択の選定結果一覧でございます。それから、千代田小学校及び麴町中学校からの報告が資料1に入っております。選定理由書が資料2、それから、特別支援学級の教科用図書にかかわる基本方針が資料3、それから、特別支援学級固定級の在籍状況が資料4、それから、参考までに、今年度、今使っている教科用図書一覧という形で示しております。

それでは、資料3にございますこの基本方針についてお話しいたします。

採択の方法に示されておりますが、この特別支援学級の教科用図書につきましては、原則として通常級の教科書を使用するということとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定により教科用図書の採択に当たりましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によると定められております。

採択の原則3でございますけれども、附則第9条の定めによりまして、特別支援学級においては、ここに書かれたような順番で教科書を考えていくということになっております。

例えば(1)検定済教科書の当該学年の教科書を使用する。そうでなくて、それができない場合には、検定済教科書の下学年のものを使用する中学校で小学校のものを使用することも可能。そうでない場合は、文部科学省著作教科書、特別支援学校教科書を使用する。そうでなければ、その下学年のものを使用する。そうでなければ、学校教育法附則第9条の図書を使用す

る。これについては下に注が入っておりますけれども、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書ということで、第9条本というような言い方をします。そうでなければ、また6番、9条本以外の図書を使用するということでも認められております。

一般図書を採択する場合につきましては、4に示されたような留意事項のもとで、ふさわしいものを選定していくというようなこととなっております。

それでは、戻りまして、資料1をごらんください。

この採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校の校長から提出されました申請図書です。

まず、千代田小学校から、44号で、また、麴町中学校からは29号をもちまして、選定結果が事務局に届けられました。これをまとめましたのが、こちらの29年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧でございます。この一覧につきまして、特に記載がない場合には、通常級の教科書を使用するというのでございます。また、これから示す教科書のほかに、文部科学省著作教科書を使用するというふうにしております。

では、まず、1年生からですが、全種目通常級の教科書。2年、3年も同様となっております。4年生につきましては、ここに示されたような形で、一般図書、いわゆる先ほどの9条本です。5年、6年についても同様となっております。

通常級におきましては、3年生以上は通常は理科や社会、5年生以上は家庭科を設定しますが、特別支援学級の場合は、児童の実態に応じて、社会、理科、家庭科のかわりに生活の一般図書を採択することができるとなっております。その場合、先ほど申し上げました理科、社会、家庭科は採択できないという定めがございます。そこで、この4年生、また5年生、6年生とも、この生活1・2・3という形で選定をしております。

続きまして、中学校からはこのような結果をいただいております。全教科とも、種目によって通常級の教科書もしくは一般図書を使用するという申請が出されております。

なお、今お話ししておりますのは来年度、29年度の学年で使用する教科書です。

先ほど申し上げましたけれども、資料4に今年度の各学年の在籍状況が示されております。今年度の児童・生徒の個別指導計画に基づいて、次年度の教科書を申請しているという形になります。

続いて、資料2の選定理由書には、それぞれの学年で、それぞれこの9条本を選定した理由をお示ししております。

また、資料の末尾には、今年度使用の特別支援学級図書の一覧を参考としておつけしております。ここが今使っているところです。

なお、1点補足でございますけれども、通級指導学級に通級している児童・生徒の教科用図書につきましては、通常学級と同じものを使用するとい

うふうになっておりますので、今回特に採択はございません。今回は特別支援学級に在籍する児童・生徒のための教科用図書の選定ということでございます。

特別支援学級用の教科用図書の選定についてのご説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

千代田小学校の5年生は5人いらっしゃいますよね、生徒がね。全く素人的な質問で申しわけないんですけども、個々に合わせると、こうやって統一しちゃって大丈夫なんでしょうか。

統括指導主事

5年生ということは、来年度の6年生のものを見ていただいているということですね。

金丸委員

今の5年生は来年の6年生ですね。

統括指導主事

6年生のものです。おっしゃるとおりでございます。できるだけこの5人で使えるものということで調査の上、これを報告しておりますが、ですので、あわせまして文部科学省著作の教科書、いわゆる星本という、お示しましたもの、それもあわせて使用するという形になっております。

中川委員長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長

教育長はいかがですか。

教育長

中学校はみんな9条本ということでいいんですか。

統括指導主事

中学校につきましては、教科によりましてでございます。この中に特に記載されていないものについては、通常級のものを使うことになっております。

具体的には、選定理由書をごらんいただきますと、例えば小学校の場合は、これは全部そうなんです、中学校のほうは、斜線が引かれている部分がございます。これは通常級のものを使いますので、これは理由が特に書いていないという形になっております。

中川委員長

よろしいでしょうか。

(なし)

中川委員長

質問はよろしいですか。

金丸委員

特にありません。

中川委員長

この件については改めて議案として提出し、決定することといたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日の定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。